

中華人民共和国出入国管理法

2012年6月

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中华人民共和国出境入境管理法	中華人民共和国出入国管理法
(2012年6月30日第十一届全国人民代表大会常务委员会第二十七次会议通过)	(2012年6月30日第11期全国人民代表大会常务委员会第27回会議にて採択)
目 录	目次
第一章 总 则	第1章 総則
第二章 中国公民出境入境	第2章 中国公民の出入国
第三章 外国人入境出境	第3章 外国人の入出国
第一节 签 证	第1節 査証
第二节 入境出境	第2節 入出国
第四章 外国人停留居留	第4章 外国人の滞在・在留
第一节 停留居留	第1節 滞在・在留
第二节 永久居留	第2節 永久在留
第五章 交通运输工具出境入境边防检 查	第5章 交通運送手段の出入国にかかる 国境警備検査
第六章 调查和遣返	第6章 調査と送還
第七章 法律责任	第7章 法的責任
第八章 附 则	第8章 附則
第一章 总 则	第1章 総則
第一条 为了规范出境入境管理,维护中华人民共和国的主权、安全和社会秩序,促进对外交往和对外开放,制定本法。	第1条 出入国管理を規範化し、中華人民共和国の主権、安全及び社会秩序を維持し、対外的な往来及び対外開放を促進するため、本法を制定する。
第二条 中国公民出境入境、外国人入境出境、外国人在中国境内停留居留的管理,以及交通运输工具出境入境的边防检查,适用本法。	第2条 中国公民の出入国、外国人の入出国、外国人の中国国内での滞在・在留管理及び交通運送手段の出入国にかかる国境警備検査について、本法を適用する。

<p>第三条 国家保护中国公民出境入境合法权益。</p> <p>在中国境内的外国人的合法权益受法律保护。在中国境内的外国人应当遵守中国法律，不得危害中国国家安全、损害社会公共利益、破坏社会公共秩序。</p> <p>第四条 公安部、外交部按照各自职责负责有关出境入境事务的管理。</p> <p>中华人民共和国驻外使馆、领馆或者外交部委托的其他驻外机构（以下称驻外签证机关）负责在境外签发外国人入境签证。出入境边防检查机关负责实施出境入境边防检查。县级以上地方人民政府公安机关及其出入境管理机构负责外国人停留居留管理。</p> <p>公安部、外交部可以在各自职责范围内委托县级以上地方人民政府公安机关出入境管理机构、县级以上地方人民政府外事部门受理外国人入境、停留居留申请。</p> <p>公安部、外交部在出境入境事务管理中，应当加强沟通配合，并与国务院有关部门密切合作，按照各自职责分工，依法行使职权，承担责任。</p> <p>第五条 国家建立统一的出境入境管理信息平台，实现有关管理部门信息共享。</p> <p>第六条 国家在对外开放的口岸设立出入境边防检查机关。</p>	<p>第3条 国は、中国公民の出入国にかかる適法な權益を保護する。</p> <p>中国国内における外国人の適法な權益は、法律の保護を受ける。中国国内の外国人は中国の法律を遵守しなければならず、国家安全に危害を及ぼしたり、社会公共の利益を損なったり、社会の公的秩序を破壊してはならない。</p> <p>第4条 公安部、外交部は、各自の職責に基づき、出入国に関する事務管理に責任を負う。</p> <p>外国駐在の中華人民共和国大使館、領事館又は外交部の委託を受けたその他外国駐在機構（以下、「外国駐在査証機関」という）は、国外において外国人の入国査証の発行に責任を負う。出入国国境警備検査機関は、出入国国境警備検査の実施に責任を負う。県級以上の地方人民政府公安機関及びその出入国管理機関は、外国人の滞在・在留管理に責任を負う。</p> <p>公安部、外交部は、各自の職責の範囲内で、県級以上の地方人民政府公安機関出入国管理機構、県級以上の地方人民政府外事部門に委託して、外国人の入国、滞在・在留申請を受理することができる。</p> <p>公安部、外交部は、出入国にかかる事務管理において、より一層の意思疎通を強め、ならびに國務院の関連部門と密接に協力し、各自の職責に基づいて作業を分担し、法により職権を行使し、責任を負わなければならない。</p> <p>第5条 国は統一された出入国管理情報プラットフォームを確立し、関連する管理部門の間での情報共有を実現する。</p> <p>第6条 国は、対外的に開放された出入国地点に出入国国境警備検査機関を設置する。</p>
--	---

<p>中国公民、外国人以及交通工具应当从对外开放的口岸出境入境，特殊情况下，可以从国务院或者国务院授权的部门批准的地点出境入境。出境入境人员和交通工具应当接受出境入境边防检查。</p> <p>出入境边防检查机关负责对口岸限定区域实施管理。根据维护国家安全和出境入境管理秩序的需要，出入境边防检查机关可以对出境入境人员携带的物品实施边防检查。必要时，出入境边防检查机关可以对出境入境交通运输工具载运的货物实施边防检查，但是应当通知海关。</p> <p>第七条 经国务院批准，公安部、外交部根据出境入境管理的需要，可以对留存出境入境人员的指纹等人体生物识别信息作出规定。</p> <p>外国政府对中国公民签发签证、出境入境管理有特别规定的，中国政府可以根据情况采取相应的对等措施。</p> <p>第八条 履行出境入境管理职责的部门和机构应当切实采取措施，不断提升服务和管理水平，公正执法，便民高效，维护安全、便捷的出境入境秩序。</p> <p>第二章 中国公民出境入境</p> <p>第九条 中国公民出境入境，应当依法申请办理护照或者其他旅行证件。</p>	<p>中国公民、外国人及び交通運送手段は、対外的に開放された出入国地点から出入国しなければならない。特別な状況下では、国務院又は国務院が授権した部門からの許可を受けた地点から出入国することができる。出入国する人員及び交通運送手段は、出入国国境警備検査を受けなければならない。</p> <p>出入国国境警備検査機関は、出入国地点の限定区域に対する管理を実施する。国家安全及び出入国管理にかかる秩序維持の必要性から、出入国国境警備検査機関は、出入国人員が携帯する物品について国境警備検査を行なうことができる。必要に応じて、出入国国境警備検査機関は、出入国する交通運送手段が運送する貨物に対する国境警備検査を実施することができるが、税関への通知を要する。</p> <p>第7条 国務院の承認を経て、公安部及び外交部は、出入国管理上の必要性に応じて、出入国人員の指紋など人体生物識別情報の保存について規定することができる。</p> <p>外国政府が中国公民に対する査証発行、出入国管理において特別の規定をしている場合、中国政府は状況に応じて相応の対等措施を講じることができる。</p> <p>第8条 出入国管理の職責を履行する部門及び機関は、適切且つ確実に措置を講じ、サービスと管理レベルをたゆまず向上させ、公正な法執行、人民の便利さとサービスの高効率化、安全且つ敏速な出入国管理秩序を維持しなければならない。</p> <p>第2章 中国公民の出入国</p> <p>第9条 中国公民は出入国にあたり、法により旅券又はその他旅行証書の申請手続きをしなければならない。</p>
--	--

<p>中国公民前往其他国家或者地区，还需要取得前往国签证或者其他入境许可证明。但是，中国政府与其他国家政府签订互免签证协议或者公安部、外交部另有规定的除外。</p>	<p>また、中国公民は、その他の国又は地域に赴く前に渡航先の国の査証又はその他入国許可証明書を取得しなければならない。但し、中国政府とその他の国の政府との間で相互に査証免除協議があるか又は公安部及び外交部に別段の規定がある場合はこの限りではない。</p>
<p>中国公民以海员身份出境入境和在国外船舶上从事工作的，应当依法申请办理海员证。</p>	<p>中国公民が海員の身分で出入国したり、国外の船舶上で業務に従事する場合、法により海員証の申請取得手続きをしなければならない。</p>
<p>第十条 中国公民往来内地与香港特别行政区、澳门特别行政区，中国公民往来大陆与台湾地区，应当依法申请办理通行证件，并遵守本法有关规定。具体管理办法由国务院规定。</p>	<p>第10条 中国公民が内地と香港特别行政区、マカオ特别行政区を往来する場合、ならびに、中国公民が大陸と台湾地区を往来する場合には、法により通行証の申請手続きをしなければならない。本法の関連規定を遵守しなければならない。具体的な管理方法は、国务院が規定する。</p>
<p>第十一条 中国公民出境入境，应当向出入境边防检查机关交验本人的护照或者其他旅行证件等出境入境证件，履行规定的手续，经查验准许，方可出境入境。</p>	<p>第11条 中国公民は出入国にあたり、出入国国境警備検査機関に対し本人の旅券又はその他旅行証書等出入国証書を提出してその検査を受け、所定の手続きを履行し、検査を受けて許可を受けた場合に限り、出入国できる。</p>
<p>具备条件的口岸，出入境边防检查机关应当为中国公民出境入境提供专用通道等便利措施。</p>	<p>条件を具備した出入国地点において、出入国国境警備検査機関は、中国公民の出入国のために専用ゲート等便宜的措置を提供しなければならない。</p>
<p>第十二条 中国公民有下列情形之一的，不准出境：</p> <p>（一）未持有效出境入境证件或者拒绝、逃避接受边防检查的；</p> <p>（二）被判处刑罚尚未执行完毕或者属于刑事案件被告人、犯罪嫌疑人的；</p> <p>（三）有未了结的民事案件，人民法院决定</p>	<p>第12条 中国公民に以下の事由の一つがある場合、出国を許可しない。</p> <p>（1）有効な出入国証書を持たないか又は国境警備検査を拒否・逃避したとき。</p> <p>（2）刑事罰に処され、執行が未完了であるか又は刑事事件の被告人若しくは容疑者であるとき。</p> <p>（3）結了していない民事事件のために、人</p>

<p>不准出境的；</p> <p>（四）因妨害国（边）境管理受到刑事处罚或者因非法出境、非法居留、非法就业被其他国家或者地区遣返，未满不准出境规定年限的；</p> <p>（五）可能危害国家安全和利益，国务院有关主管部门决定不准出境的；</p> <p>（六）法律、行政法规规定不准出境的其他情形。</p> <p>第十三条 定居国外的中国公民要求回国定居的，应当在入境前向中华人民共和国驻外使馆、领馆或者外交部委托的其他驻外机构提出申请，也可以由本人或者经由国内亲属向拟定居地的县级以上地方人民政府侨务部门提出申请。</p> <p>第十四条 定居国外的中国公民在中国境内办理金融、教育、医疗、交通、电信、社会保险、财产登记等事务需要提供身份证明的，可以凭本人的护照证明其身份。</p> <p style="text-align: center;">第三章 外国人入境出境</p> <p style="text-align: center;">第一节 签证</p> <p>第十五条 外国人入境，应当向驻外签证机关申请办理签证，但是本法另有规定的除外。</p> <p>第十六条 签证分为外交签证、礼遇签证、公务签证、普通签证。</p> <p>对因外交、公务事由入境的外国人，签发外交、公务签证；对因身份特殊需要给予</p>	<p>民法院が出国を許可しない決定をしたとき。</p> <p>（4）国境警備管理を妨害したために刑事処罰を受けたか若しくは違法に出国、不法在留、違法就業によりその他の国若しくは地域から送還され、出国を禁じられた規定の年数を満了していないとき。</p> <p>（5）国家安全及び利益に危害を及ぼす可能性があり、國務院の関連主管部門が出国を許可しない決定をしたとき。</p> <p>（6）法律若しくは行政法規により出国を許可されないその他状況があるとき。</p> <p>第13条 国外に定住する中国公民が帰国定住を要求する場合、入国前に中華人民共和国の在外大使館、領事館もしくは外交部が委託するその他在外機関に申請しなければならないが、本人もしくは国内の親族が定住予定地の県級以上の地方人民政府華僑事務部門に申請することもできる。</p> <p>第14条 国外に定住する中国公民が中国国内で金融、教育、医療、交通、電信、社会保険及び財産登記等の手続きの際に身分証明書を必要とする場合、本人の旅券を以ってその身分を証明することができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 外国人の出入国</p> <p style="text-align: center;">第1節 査証</p> <p>第15条 外国人は入国にあたり、在外査証機関に査証の申請手続きをしなければならないが、本法に別段の規定がある場合はこの限りではない。</p> <p>第16条 査証は、外交査証、礼遇査証、公務査証、普通査証に分けられる。</p> <p>外交、公務事由により入国する外国人に対しては、外交、公務査証を発行する。身分</p>
---	---

<p>礼遇の外国人，签发礼遇签证。外交签证、礼遇签证、公务签证的签发范围和签发办法由外交部规定。</p> <p>对因工作、学习、探亲、旅游、商务活动、人才引进等非外交、公务事由入境的外国人，签发相应类别的普通签证。普通签证的类别和签发办法由国务院规定。</p> <p>第十七条 签证的登记项目包括：签证种类，持有人姓名、性别、出生日期、入境次数、入境有效期、停留期限，签发日期、地点，护照或者其他国际旅行证件号码等。</p> <p>第十八条 外国人申请办理签证，应当向驻外签证机关提交本人的护照或者其他国际旅行证件，以及申请事由的相关材料，按照驻外签证机关的要求办理相关手续、接受面谈。</p> <p>第十九条 外国人申请办理签证需要提供中国境内的单位或者个人出具的邀请函件的，申请人应当按照驻外签证机关的要求提供。出具邀请函件的单位或者个人应当对邀请内容的真实性负责。</p> <p>第二十条 出于人道原因需要紧急入境，应邀入境从事紧急商务、工程抢修或者具有其他紧急入境需要并持有有关主管部门同意在口岸申办签证的证明材料的外国人，可以在国务院批准办理口岸签证业务的口岸，向公安部委托的口岸签证机关（以下简称口岸签证机关）申请办理口岸签证。</p>	<p>が特殊であり礼遇を与える必要のある外国人に対しては、礼遇査証を発行する。外交査証、礼遇査証及び公務査証の発行範囲及び発行方法は、外交部が規定する。</p> <p>就労、学習、親族訪問、旅行、商務活動、人材の導入など外交及び公務以外の事由で入国する外国人に対しては、相応する類別の普通査証を発行する。普通査証の類別及び発行方法は、國務院が規定する。</p> <p>第17条 査証の登記項目には、査証類別、所持者氏名、性別、出生年月日、入国回数、入国有効期間、滞在期限、査証発行日、査証発行場所、旅券又はその他国際旅行証書番号などを含む。</p> <p>第18条 外国人は査証の申請手続きにあたり、在外査証機関に対して、本人の旅券又はその他国際旅行証書ならびに申請事由に関する資料を提出し、在外査証機関の要求に従って関連する手続きを行ない、面談を受けなければならない。</p> <p>第19条 外国人が査証の申請手続きにあたり中国国内の事業者又は個人が発行した招聘状の提供を必要とする場合、申請者は在外査証機関の要求に従って提供しなければならない。招聘状を発行する事業者又は個人は、招聘状の内容の真実性について責任を負わなければならない。</p> <p>第20条 人道的な理由で緊急入国を要し、招聘に応じて入国して緊急な商務、緊急修理工事又はその他緊急に入国する必要があり且つ関連主管部門から発行した出入国地点での査証申請手続きに同意する旨の証明資料を有する外国人は、國務院が出入国地点における査証業務の取扱いを認可した出入国地点において、公安部が委託した出入国地点の査証機関（以下、「出入国地点査証機関」という）に出入国地点査証の申請手続きをすることができる。</p>
--	--

<p>旅行会社按照国家有关规定组织入境旅游的，可以向口岸签证机关申请办理团体旅游签证。</p>	<p>旅行会社は、国の関連規定に基づいて入国旅行ツアーを手配する場合、出入国地点査証機関に対し、団体旅行査証の申請手続きをすることができる。</p>
<p>外国人向口岸签证机关申请办理签证，应当提交本人的护照或者其他国际旅行证件，以及申请事由的相关材料，按照口岸签证机关的要求办理相关手续，并从申请签证的口岸入境。</p>	<p>外国人は、出入国地点査証機関に査証の申請手続きにあたり、本人の旅券又はその他国際旅行証書ならびに申請事由に関する資料を提出し、出入国地点査証機関の要求に従って関連する手続きをし、査証を申請した出入国地点から入国しなければならない。</p>
<p>口岸签证机关签发的签证一次入境有效，签证注明的停留期限不得超过三十日。</p>	<p>出入国地点査証機関が発行する査証は一回の入国に有効であり、査証に注記された滞在期限は30日を超えてはならない。</p>
<p>第二十一条 外国人有下列情形之一的，不予签发签证：</p>	<p>第21条 外国人に以下の事由の一つがある場合、査証の発行を許可しない。</p>
<p>（一）被处驱逐出境或者被决定遣送出境，未满足入境规定年限的；</p>	<p>（1）国外追放が罰され、または国外送還が決定され、入国を許可しない規定年数が満了していないとき。</p>
<p>（二）患有严重精神障碍、传染性肺结核病或者有可能对公共卫生造成重大危害的其他传染病的；</p>	<p>（2）重大な精神障害若しくは伝染性肺結核又は公衆衛生に重大な危害を及ぼす可能性のあるその他の伝染病に罹患しているとき。</p>
<p>（三）可能危害中国国家安全和利益、破坏社会公共秩序或者从事其他违法犯罪活动的；</p>	<p>（3）中国の国家安全及び利益に危害を及ぼし、社会公共の秩序を破壊したり又はその他の違法犯罪活動に従事する可能性があるとき。</p>
<p>（四）在申请签证过程中弄虚作假或者不能保障在中国境内期间所需费用的；</p>	<p>（4）査証の申請過程で虚偽を弄し、又は中国国内での期間中に要する費用を保障できないとき。</p>
<p>（五）不能提交签证机关要求提交的相关材料的；</p>	<p>（5）査証機関が提出を要求する関連資料を提出できないとき。</p>
<p>（六）签证机关认为不宜签发签证的其他情形。</p>	<p>（6）査証機関が、査証の発行には適さないと判断したその他の状況を有するとき。</p>

<p>对不予签发签证的，签证机关可以不说 明理由。</p> <p>第二十二条 外国人有下列情形之一的，可以 免办签证：</p> <p>（一）根据中国政府与其他国家政府签订的 互免签证协议，属于免办签证人员的；</p> <p>（二）持有效的外国人居留证件的；</p> <p>（三）持联程客票搭乘国际航行的航空器、 船舶、列车从中国过境前往第三国或者地区， 在中国境内停留不超过二十四小时且不离开 口岸，或者在国务院批准的特定区域内停留 不超过规定时限的；</p> <p>（四）国务院规定的可以免办签证的其他情 形。</p>	<p>査証の発行を許可しない場合、査証機関 は理由を説明しないことができる。</p> <p>第22条 外国人に以下の事由の一つがある 場合、査証を免除することができる。</p> <p>（1）中国政府とその他の国の政府間で相互 査証免除協議を締結し、査証免除人員に該 当するとき。</p> <p>（2）有効な外国人在留証書を有するとき。</p> <p>（3）乗継旅客券を所持して国際運行する旅 客機、船舶及び列車に搭乗して、中国を国 境通過のうえ第三国若しくは地区に向か い、中国国内での滞在が24時間を超えず且 つ出入国地点を離れないとき、又は國務院 が認可した特定の区域内で滞在し、規定さ れた期限を超えないとき。</p> <p>（4）國務院が規定する査証免除可能なそ の他状況があるとき。</p>
<p>第二十三条 有下列情形之一的外国人需要 临时入境的，应当向出入境边防检查机关申 请办理临时入境手续：</p> <p>（一）外国船员及其随行家属登陆港口所在 城市的；</p> <p>（二）本法第二十二条第三项规定的人员需 要离开口岸的；</p> <p>（三）因不可抗力或者其他紧急原因需要临 时入境的。</p> <p>临时入境的期限不得超过十五日。</p> <p>对申请办理临时入境手续的外国人，出 入境边防检查机关可以要求外国人本人、载 运其入境的交通运输工具的负责人或者交通 运输工具出境入境业务代理单位提供必要的</p>	<p>第23条 以下の事由の一つがある外国人が 臨時入国を要する場合、出入国国境警備検 査機関に対し臨時入国手続きの申請をしな ければならない。</p> <p>（1）外国船員及びその随行家族が港湾の所 在都市に上陸するとき。</p> <p>（2）本法第22条第3項に規定する人員が出 入国地点を離れるとき。</p> <p>（3）不可抗力若しくは緊急な理由により臨 時入国が必要なとき。</p> <p>臨時入国の期限は15日を超えてはなら ない。</p> <p>臨時入国手続きを申請する外国人につ いて、出入国国境警備検査機関は外国人本 人、これを搭載させて入国した交通運送手 段の責任者若しくは交通運送手段の出入国</p>

<p>保証措施。</p> <p style="text-align: center;">第二节 入境出境</p> <p>第二十四条 外国人入境，应当向出入境边防检查机关交验本人的护照或者其他国际旅行证件、签证或者其他入境许可证明，履行规定的手续，经查验准许，方可入境。</p> <p>第二十五条 外国人有下列情形之一的，不准入境：</p> <p>（一）未持有效出境入境证件或者拒绝、逃避接受边防检查的；</p> <p>（二）具有本法第二十一条第一款第一项至第四项规定情形的；</p> <p>（三）入境后可能从事与签证种类不符的活动；</p> <p>（四）法律、行政法规规定不准入境的其他情形。</p> <p>对不准入境的，出入境边防检查机关可以不说明理由。</p> <p>第二十六条 对未被准许入境的外国人，出入境边防检查机关应当责令其返回；对拒不返回的，强制其返回。外国人等待返回期间，不得离开限定的区域。</p> <p>第二十七条 外国人出境，应当向出入境边防检查机关交验本人的护照或者其他国际旅行证件等出境入境证件，履行规定的手续，经查验准许，方可出境。</p>	<p>業務代理事業者に対して必要となる保証措置を提供するよう要求することができる。</p> <p style="text-align: center;">第2節 出入国</p> <p>第24条 外国人は入国にあたり、出入国国境警備検査機関に対し本人の旅券若しくはその他国際旅行証書、査証若しくはその他入国許可証明書を提出してその検査を受け、所定の手続きを履行し、審査を受けて許可された場合に限り入国できる。</p> <p>第25条 外国人に以下の事由の一つがある場合、入国を許可しない。</p> <p>（1）有効な出入国証書を所持していないか又は国境警備検査を拒否若しくは逃避したもの。</p> <p>（2）本法第21条第1項第（1）号乃至（4）号に規定する事由があるもの。</p> <p>（3）入国後に査証の種類と合致しない活動に従事する可能性があるもの。</p> <p>（4）法律若しくは行政法規により入国を許可しないその他の事由があるもの。</p> <p>入国を許可しない場合、出入国国境警備検査機関は理由を説明しないことができる。</p> <p>第26条 入国が許可されない外国人に対して、出入国国境警備検査機関は引き返すよう命じなければならず、引き返すのを拒む場合には、強制的に引き返させるものとする。外国人は引き返し待機期間において、限定された区域を離れてはならない。</p> <p>第27条 外国人は出国にあたり、出入国国境警備検査機関に対し本人の旅券若しくはその他国際旅行証書などの出入国証書を提出し、審査を受けて、許可された場合に限り出国できる。</p>
--	--

<p>第二十八条 外国人有下列情形之一的，不准出境：</p> <p>（一）被判处刑罚尚未执行完毕或者属于刑事案件被告人、犯罪嫌疑人的，但是按照中国与外国签订的有关协议，移管被判刑人的除外；</p> <p>（二）有未了结的民事案件，人民法院决定不准出境的；</p> <p>（三）拖欠劳动者的劳动报酬，经国务院有关部门或者省、自治区、直辖市人民政府决定不准出境的；</p> <p>（四）法律、行政法规规定不准出境的其他情形。</p>	<p>第28条 外国人に以下の事由の一つがある場合、出国を許可しない。</p> <p>（1）刑事罰に処され、執行が未完了であるか又は刑事事件の被告人若しくは容疑者であるとき。但し、中国と外国との間で締結された関連協議に基づき、刑を言い渡された者が移管される場合はこの限りではない。</p> <p>（2）結了していない民事事件のために、人民法院が出国を許可しない決定をしたとき。</p> <p>（3）労働者の労働報酬の支払いを欠き、國務院の関係部門若しくは省、自治区、直轄市人民政府が出国を許可しない決定をしたとき。</p> <p>（4）法律若しくは行政法規により出国を許可しないその他の事由があるとき。</p>
<p style="text-align: center;">第四章 外国人停留居留</p> <p style="text-align: center;">第一节 停留居留</p>	<p style="text-align: center;">第4章 外国人の滞在・在留</p> <p style="text-align: center;">第1節 滞在・在留</p>
<p>第二十九条 外国人所持签证注明的停留期限不超过一百八十日的，持证人凭签证并按照签证注明的停留期限在中国境内停留。</p> <p>需要延长签证停留期限的，应当在签证注明的停留期限届满七日前向停留地县级以上地方人民政府公安机关出入境管理机构申请，按照要求提交申请事由的相关材料。经审查，延期理由合理、充分的，准予延长停留期限；不予延长停留期限的，应当按期离境。</p>	<p>第29条 外国人が所持する査証に注記された滞在期限が180日を超えない場合、査証所持者は、査証を証憑として、査証に明記された滞在期間に中国国内に滞在する。</p> <p>査証の滞在期限を延長する必要がある場合、査証に注記された滞在期限満了の7日前までに滞在地にある県級以上の地方人民政府公安機関出入国管理機構に対し申請し、要求に従って申請事由に関する資料を提出しなければならない。審査の結果、延期の理由が合理的且つ充分である場合、滞在期限の延長を許可する。滞在期限の延長を許可しない場合、期日どおりに出国しなければならない。</p>

<p>延长签证停留期限，累计不得超过签证原注明的停留期限。</p> <p>第三十条 外国人所持签证注明入境后需要办理居留证件的，应当自入境之日起三十日内，向拟居留地县级以上地方人民政府公安机关出入境管理机构申请办理外国人居留证件。</p> <p>申请办理外国人居留证件，应当提交本人的护照或者其他国际旅行证件，以及申请事由的相关材料，并留存指纹等人体生物识别信息。公安机关出入境管理机构应当自收到申请材料之日起十五日内进行审查并作出审查决定，根据居留事由签发相应类别和期限的外国人居留证件。</p> <p>外国人工作类居留证件的有效期最短为九十日，最长为五年；非工作类居留证件的有效期最短为一百八十日，最长为五年。</p> <p>第三十一条 外国人有下列情形之一的，不予签发外国人居留证件：</p> <p>（一）所持签证类别属于不应办理外国人居留证件的；</p> <p>（二）在申请过程中弄虚作假的；</p> <p>（三）不能按照规定提供相关证明材料的；</p> <p>（四）违反中国有关法律、行政法规，不适合在中国境内居留的；</p> <p>（五）签发机关认为不宜签发外国人居留证件的其他情形。</p>	<p>査証の滞在期限を延長する場合、その認められた累計延長期間は、査証に元々注記された滞在期限を超えてはならない。</p> <p>第30条 外国人が所持する査証に、入国後において在留証書の手続きを要すると注記されている場合、入国日から30日以内に、予定在留地の県級以上の地方人民政府公安機関出入国管理機構に対し外国人在留証書の申請手続きをしなければならない。</p> <p>外国人の在留証書の申請手続きにあたり、本人の旅券若しくはその他国際旅行証書ならびに申請事由に関する資料を提出し、且つ指紋等人体生物識別情報を残さなければならない。公安機関出入国管理機構は、申請書類を受取った日から15日以内に審査をして審査決定を下すものとし、在留事由に応じて、相応の類別・期限の外国人在留証書を発行しなければならない。</p> <p>外国人の就労類在留証書の有効期限は最短90日間、最長5年間とする。非就労類の在留証書の有効期限は最短180日間、最長5年間とする。</p> <p>第31条 外国人に以下の事由の一つがある場合、外国人在留証書の発行を与えない。</p> <p>(1) 所持する査証の類別が、外国人が在留証書の取得手続きを要する査証の類別に該当しないとき。</p> <p>(2) 申請過程に虚偽を弄したとき。</p> <p>(3) 規定どおりに関連する証明資料を提供できないとき。</p> <p>(4) 中国の関係法律若しくは行政法規に違反し、中国国内に在留するのに相応しくないとき。</p> <p>(5) 発行機関が、外国人在留証書の発給に適さないと判断するその他の事由があると</p>
--	---

<p>符合国家规定的专门人才、投资者或者出于人道等原因确需由停留变更为居留的外国人，经设区的市级以上地方人民政府公安机关出入境管理机构批准可以办理外国人居留证件。</p> <p>第三十二条 在中国境内居留的外国人申请延长居留期限的，应当在居留证件有效期限届满三十日前向居留地县级以上地方人民政府公安机关出入境管理机构提出申请，按照要求提交申请事由的相关材料。经审查，延期理由合理、充分的，准予延长居留期限；不予延长居留期限的，应当按期离境。</p> <p>第三十三条 外国人居留证件的登记项目包括：持有人姓名、性别、出生日期、居留事由、居留期限，签发日期、地点，护照或者其他国际旅行证件号码等。</p> <p>外国人居留证件登记事项发生变更的，持证件人应当自登记事项发生变更之日起十日内向居留地县级以上地方人民政府公安机关出入境管理机构申请办理变更。</p> <p>第三十四条 免办签证入境的外国人需要超过免签期限在中国境内停留的，外国船员及其随行家属在中国境内停留需要离开港口所在城市，或者具有需要办理外国人停留证件其他情形的，应当按照规定办理外国人停留证件。</p> <p>外国人停留证件的有效期限最长为一百八十日。</p>	<p>き。</p> <p>国の規定に合致する専門的人材、投資者若しくは人道上の理由で確かに滞在から在留へ変更する必要がある外国人に対して、区の設けた市級以上の地方人民政府公安機関出入国管理機構からの許可を経て、外国人在留証書の手続きを行うことができる。</p> <p>第32条 中国国内に在留する外国人が在留期限の延長を申請する場合、在留証書の有効期限満了の30日前までに在留地にある県級以上の地方人民政府公安機関出入国管理機構に対し申請し、要求に従って申請事由に関する資料を提出しなければならない。審査の結果、延期の理由が合理的且つ充分である場合、在留期限の延長を許可する。在留期限の延長を許可しない場合、期日どおりに出国しなければならない。</p> <p>第33条 外国人在留証書の登記項目には、所持者氏名、性別、出生年月日、在留事由、在留期限、査証発行日、査証発行場所、旅券又はその他国際旅行証書番号などを含む。</p> <p>外国人の在留証書の登記事項に変更が生じた場合、証書所持者は登記事項の変更後10日以内に在留地における県級以上の地方人民政府公安機関出入国管理機構に対し変更手続きを申請しなければならない。</p> <p>第34条 査証免除にて入国した外国人が、査証免除期間を超えて中国国内に滞在する必要がある場合、外国船員及びその随行家族が中国国内における滞在期間中に港湾の所在都市を離れる必要がある場合、又は外国人滞在証書の手続きを必要とするその他の事由がある場合には、規定に従い、外国人の滞在証書の手続きをしなければならない。</p> <p>外国人の滞在証書の有効期限は、最長で180日間とする。</p>
--	--

<p>第三十五条 外国人入境后，所持的普通签证、停留居留证件损毁、遗失、被盗窃或者有符合国家规定的事由需要换发、补发的，应当按照规定向停留居留地县级以上地方人民政府公安机关出入境管理机构提出申请。</p> <p>第三十六条 公安机关出入境管理机构作出的不予办理普通签证延期、换发、补发，不予办理外国人停留居留证件、不予延长居留期限的决定为最终决定。</p> <p>第三十七条 外国人在中国境内停留居留，不得从事与停留居留事由不相符的活动，并应当在规定的停留居留期限届满前离境。</p> <p>第三十八条 年满十六周岁的外国人在中国境内停留居留，应当随身携带本人的护照或者其他国际旅行证件，或者外国人停留居留证件，接受公安机关的查验。</p> <p>在中国境内居留的外国人，应当在规定的时间内到居留地县级以上地方人民政府公安机关交验外国人居留证件。</p> <p>第三十九条 外国人在中国境内旅馆住宿的，旅馆应当按照旅馆业治安管理的有关规定为其办理住宿登记，并向所在地公安机关报送外国人住宿登记信息。</p> <p>外国人在旅馆以外的其他住所居住或者住宿的，应当在入住后二十四小时内由本人或者留宿人，向居住地的公安机关办理登记。</p>	<p>第35条 外国人は、入国後に所持する普通査証、滞在・在留証書を毀損、遺失、窃盗・強奪され、若しくは国の規定に合致する事由により交換発行若しくは補足発行の必要がある場合、規定に従い、滞在・在留地にある県級以上の地方人民政府公安機関出入国管理機構に対し申請しなければならない。</p> <p>第36条 公安機関出入国管理機構の下した普通査証の延長、交換発行、補足発行を許可しない決定、外国人の滞在・在留証書の発給手続きを許可しない決定、ならびに在留期限の延長を許可しない決定は、最終決定とする。</p> <p>第37条 外国人が中国国内に滞在・在留する場合、滞在・在留事由に合致しない活動をしてはならず、規定に従い滞在・在留期限満了前に出国しなければならない。</p> <p>第38条 満16歳以上の外国人が中国国内に滞在・在留する場合、本人の旅券若しくはその他国際旅行証書を携帯し、公安機関による検査を受けなければならない。</p> <p>中国国内に在留する外国人は、所定の期限までに在留地の県級以上地方人民政府公安機関に赴き、外国人在留証書を提示して検査を受けなければならない。</p> <p>第39条 外国人が中国国内の旅館に宿泊する場合、旅館は、旅館業治安管理的に関する規定に従って宿泊登記を行ない、所在地の公安機関に対し、外国人の宿泊登記情報を報告しなければならない。</p> <p>外国人が旅館以外のその他の住所に在留若しくは宿泊する場合、宿泊開始から24時間以内に本人若しくは宿主が在留地の公安機関に赴き、登記手続きをしなければならない。</p>
---	---

<p>第四十条 在中国境内出生的外国婴儿，其父母或者代理人应当在婴儿出生六十日内，持该婴儿的出生证明到父母停留居留地县级以上地方人民政府公安机关出入境管理机构为其办理停留或者居留登记。</p> <p>外国人在中国境内死亡的，其家属、监护人或者代理人，应当按照规定，持该外国人的死亡证明向县级以上地方人民政府公安机关出入境管理机构申报，注销外国人停留居留证件。</p> <p>第四十一条 外国人在中国境内工作，应当按照规定取得工作许可和工作类居留证件。任何单位和个人不得聘用未取得工作许可和工作类居留证件的外国人。</p> <p>外国人在中国境内工作管理办法由国务院规定。</p> <p>第四十二条 国务院人力资源社会保障主管部门、外国专家主管部门会同国务院有关部门根据经济社会发展需要和人力资源供求状况制定并定期调整外国人在中国境内工作指导目录。</p> <p>国务院教育主管部门会同国务院有关部门建立外国留学生勤工助学管理制度，对外国留学生勤工助学的岗位范围和时限作出规定。</p> <p>第四十三条 外国人有下列行为之一的，属于非法就业：</p> <p>（一）未按照规定取得工作许可和工作类居留证件在中国境内工作的；</p>	<p>第40条 中国国内で誕生した外国人嬰兒は、その父母若しくは代理人が嬰兒誕生の日から60日以内に、当該嬰兒の出生証明を持って父母の滞在・在留地にある県級以上の地方人民政府公安機関出入国管理機構に赴き、その滞在若しくは在留登記手続きをしなければならない。</p> <p>外国人が中国国内で死亡した場合、その家族、監護人若しくは代理人は、規定に従い、当該外国人の死亡証明を持って県級以上の地方人民政府公安機関出入国管理機構に申告し、外国人の滞在・在留証書を抹消しなければならない。</p> <p>第41条 外国人が中国国内で就労する場合、規定に従い就労許可及び就労類在留証書を取得しなければならない。如何なる事業者若しくは個人も、就労許可及び就労類在留証書未取得の外国人を招聘・雇用してはならない。</p> <p>外国人の中国国内における就労管理弁法は、國務院が規定する。</p> <p>第42条 國務院人力資源社会保障主管部門、外国専門家主管部門は、國務院の関連部門と共に、経済社会発展の必要性及び人的資源の需給状況に照らして、外国人の中国国内における就労指導目録を制定し、且つ定期的に調整することができる。</p> <p>國務院教育主管部門は、國務院の関連部門と共に外国人留学生の勤労学習助成管理制度を確立し、外国人留学生の勤労学習助成の職場範囲と勤務時間について規定する。</p> <p>第43条 外国人に以下の事由の一つがある場合、不法就労となる。</p> <p>(1) 就労許可及び就労類在留証書を取得せずに中国国内で就労したとき。</p>
--	---

<p>(二) 超出工作许可限定范围在中国境内工作的；</p> <p>(三) 外国留学生违反勤工助学管理规定，超出规定的岗位范围或者时限在中国境内工作的。</p> <p>第四十四条 根据维护国家安全、公共安全的需要，公安机关、国家安全机关可以限制外国人、外国机构在某些地区设立居住或者办公场所；对已经设立的，可以限期迁离。</p> <p>未经批准，外国人不得进入限制外国人进入的区域。</p> <p>第四十五条 聘用外国人工作或者招收外国留学生的单位，应当按照规定向所在地公安机关报告有关信息。</p> <p>公民、法人或者其他组织发现外国人有非法入境、非法居留、非法就业情形的，应当及时向所在地公安机关报告。</p> <p>第四十六条 申请难民地位的外国人，在难民地位甄别期间，可以凭公安机关签发的临时身份证明在中国境内停留；被认定为难民的外国人，可以凭公安机关签发的难民身份证件在中国境内停留居留。</p> <p style="text-align: center;">第二节 永久居留</p> <p>第四十七条 对中国经济社会发展作出突出贡献或者符合其他在中国境内永久居留条件的外国人，经本人申请和公安部批准，取得永久居留资格。</p> <p>外国人在中国境内永久居留的审批管理办法由公安部、外交部会同国务院有关部门</p>	<p>(2) 就労許可に限定された範囲を超えて中国国内で就労したとき。</p> <p>(3) 外国人留学生在勤労学習助成管理規定に違反し、規定の職場範囲若しくは勤務時間制限を超えて中国国内で就労したとき。</p> <p>第44条 国家安全、公共安全の必要性に応じ、公安機関及び国家安全機関は、ある地区での外国人、外国機構による居住場所若しくは事務場所の設置を制限することができる。既に設立されている場合には、期限までに撤去させることができる。</p> <p>外国人は許可なく外国人の立ち入り制限区域に進入してはならない。</p> <p>第45条 外国人を招聘・雇用するか又は外国人留学生を受け入れる事業者は、規定に従い所在地の公安機関に関連情報を報告しなければならない。</p> <p>公民、法人若しくはその他の組織は、外国人の不法入国、不法在留、不法就労の状況を発見した場合には、速やかに所在地の公安機関に報告しなければならない。</p> <p>第46条 難民申請をする外国人は、難民認定を待つ期間中、公安機関が発行する臨時身分証明を証憑として中国国内に滞在することができる。難民と認定された外国人は、公安機関が発行する難民身分証明書を証憑として中国国内に在留することができる。</p> <p style="text-align: center;">第2節 永久在留</p> <p>第47条 中国の経済社会の発展に際立った貢献をしたか又はその他中国国内に永久在留する条件に合致する外国人は、本人の申請と公安部による認可を経て、永久在留資格を取得することができる。</p> <p>外国人の中国国内における永久在留に関する審査認可管理弁法は、公安部及び外交部</p>
--	--

<p>規定。</p> <p>第四十八条 取得永久居留资格的外国人，凭永久居留证件在中国境内居留和工作，凭本人的护照和永久居留证件出境入境。</p> <p>第四十九条 外国人有下列情形之一的，由公安部决定取消其在中国境内永久居留资格：</p> <p>（一）对中国国家安全和利益造成危害的；</p> <p>（二）被处驱逐出境的；</p> <p>（三）弄虚作假骗取在中国境内永久居留资格的；</p> <p>（四）在中国境内居留未达到规定时限的；</p> <p>（五）不适宜在中国境内永久居留的其他情形。</p>	<p>が國務院の關係部門と共に制定する。</p> <p>第48条 永久在留資格を取得した外国人は、永久在留証書を証憑として中国国内に在留し就労することができ、本人の旅券と永久在留証書を証憑として出入国することができる。</p> <p>第49条 外国人に以下の事由の一つがある場合、公安部はその中国国内での永久在留資格を取消することができる。</p> <p>（1）中国の国家安全と利益に危害を及ぼしたとき。</p> <p>（2）国外追放されたとき。</p> <p>（3）虚偽を弄して中国国内における永久在留資格を騙し取ったとき。</p> <p>（4）中国国内での在留期間が所定の期間を満たさないとき。</p> <p>（5）中国国内での永久在留に適さないその他の事由があるとき。</p>
<p>第五章 交通运输工具出境入境边防检查</p> <p>第五十条 出境入境交通运输工具离开、抵达口岸时，应当接受边防检查。对交通运输工具的入境边防检查，在其最先抵达的口岸进行；对交通运输工具的出境边防检查，在其最后离开的口岸进行。特殊情况下，可以在有关主管机关指定的地点进行。</p> <p>出境的交通运输工具自出境检查后至出境前，入境的交通运输工具自入境后至入境检查前，未经出入境边防检查机关按照规定程序许可，不得上下人员、装卸货物或者物品。</p>	<p>第5章 交通運送手段の出入国国境警備検査</p> <p>第50条 出入国交通運送手段が出入国地点を離れる際若しくは到着した際には、国境警備検査を受けなければならない。交通運送手段の入国に際しての国境警備検査は、その交通運送手段が最初に到着した出入国地点で行なう。交通運送手段の出国に際しての国境警備検査は、その交通運送手段が最後に離れた出入国地点で行なう。特別な状況において、関連主管部門が指定する地点で行なうことができる。</p> <p>出国する交通運送手段は、出国検査の後から出国前まで、入国する交通運送手段は、入国後から入国検査の前まで、出入国国境警備検査機関による所定のプロセスに従った許可を経ないで、人員を乗降りさせたり、</p>

<p>第五十一条 交通运输工具负责人或者交通运输工具出境入境业务代理单位应当按照规定提前向出入境边防检查机关报告入境、出境的交通运输工具抵达、离开口岸的时间和停留地点，如实申报员工、旅客、货物或者物品等信息。</p>	<p>貨物若しくはその他の物品を積み卸してはならない。</p> <p>第51条 交通運送手段の責任者又は交通運送手段の出入国業務代理事業者は、規定に従って事前に出入国国境警備検査機関に対し入国若しくは出国する交通運送手段が出入国地点に到着若しくは出発する時間及び滞在場所を報告し、従業員、旅客、貨物若しくは物品等の情報を事実どおりに申告しなければならない。</p>
<p>第五十二条 交通运输工具负责人、交通运输工具出境入境业务代理单位应当配合出境入境边防检查，发现违反本法规定行为的，应当立即报告并协助调查处理。</p>	<p>第52条 交通運送手段の責任者、交通運送手段の出入国業務代理事業者は、出入国国境警備検査に協力しなければならない、本法規定への違反行為を発見した場合には、ただちに報告し調査・処理に協力しなければならない。</p>
<p>入境交通运输工具载运不准入境人员的，交通运输工具负责人应当负责载离。</p>	<p>入国する交通運送手段に入国不許可人員が搭乗している場合、交通運送手段の責任者はその者を積載して立ち去ることに責任を負わなければならない。</p>
<p>第五十三条 出入境边防检查机关按照规定对处于下列情形之一的出境入境交通运输工具进行监护：</p> <p>（一）出境的交通运输工具在出境边防检查开始后至出境前、入境的交通运输工具在入境后至入境边防检查完成前；</p> <p>（二）外国船舶在中国内河航行期间；</p> <p>（三）有必要进行监护的其他情形。</p>	<p>第53条 出入国国境警備検査機関は規定に従い、以下の事由の一つがある出入国交通運送手段に対する監視を実施する。</p> <p>（1）出国する交通運送手段が出国にかかる国境警備検査を開始してから出国までの間にあるか、又は入国する交通運送手段が入国後から入国にかかる国境警備検査を完了する前にあるとき。</p> <p>（2）外国船舶が中国国内の河川を航行する期間中であるとき。</p> <p>（3）監視を実施する必要のあるその他事由があるとき。</p>
<p>第五十四条 因装卸物品、维修作业、参观访问等事由需要上下外国船舶的人员，应当向出入境边防检查机关申请办理登轮证件。</p>	<p>第54条 物品の積卸し、修理作業、見学訪問等の事由で外国船舶の人員を乗降りさせる必要がある場合、出入国国境警備検査機関に対し船舶搭乗証書の申請手続きをしなけ</p>

<p>中国船舶与外国船舶或者外国船舶之间需要搭靠作业的，应当由船长或者交通运输工具出境入境业务代理单位向出入境边防检查机关申请办理船舶搭靠手续。</p> <p>第五十五条 外国船舶、航空器在中国境内应当按照规定的路线、航线行驶。</p> <p>出境入境的船舶、航空器不得驶入对外开放口岸以外地区。因不可预见的紧急情况或者不可抗力驶入的，应当立即向就近的出入境边防检查机关或者当地公安机关报告，并接受监护和管理。</p> <p>第五十六条 交通运输工具有下列情形之一的，不准出境入境；已经驶离口岸的，可以责令返回：</p> <p>（一）离开、抵达口岸时，未经查验准许擅自出境入境的；</p> <p>（二）未经批准擅自改变出境入境口岸的；</p> <p>（三）涉嫌载有不准出境入境人员，需要查验核实的；</p> <p>（四）涉嫌载有危害国家安全、利益和社会公共秩序的物品，需要查验核实的；</p> <p>（五）拒绝接受出入境边防检查机关管理的其他情形。</p>	<p>なければならない。</p> <p>中国船舶と外国船舶又は外国船舶間で接舷作業を必要とする場合、船長又は交通運送手段の出入国業務代理事業者が、出入国国境警備検査機関に対し船舶の接舷作業にかかる申請手続きを行わなければならない。</p> <p>第55条 外国船舶及び航空機は、中国国内において規定したルート、飛行経路を採らなければならない。</p> <p>出入国する船舶及び航空機は、対外的に開放された出入国地点以外の地区に進入してはならない。予見できない緊急事態又は不可抗力のために進入する場合には、ただちに最寄の出入国国境警備検査機関もしくは現地の公安機関に報告し、監視と管理を受けなければならない。</p> <p>第56条 交通運送手段に以下の事由の一つがある場合、出入国を許可しない。既に入出国地点に進入している場合には、引き返すよう命じることができる。</p> <p>（1）出入国地点を出発又は出入国地点に到着したとき、検査・審査を受けずに勝手に出入国したとき。</p> <p>（2）認可を受けずに勝手に出入国地点を変更したとき。</p> <p>（3）出国不許可若しくは入国不許可の人員を搭乗させている嫌疑があり、検査により確認する必要があるとき。</p> <p>（4）国家安全、利益及び社会公共秩序に危害を及ぼす物品を搭載している嫌疑があり、検査により確認する必要があるとき。</p> <p>（5）出入国国境警備検査機関による管理を拒否するその他事由があるとき。</p>
--	--

<p>前款所列情形消失后，出入境边防检查机关对有关交通工具应当立即放行。</p>	<p>前項に列記した事由が消滅した後、出入国国境警備検査機関は関連する交通運送手段についてただちに通行を許可しなければならない。</p>
<p>第五十七条 从事交通工具出境入境业务代理的单位，应当向出入境边防检查机关备案。从事业务代理的人员，由所在单位向出入境边防检查机关办理备案手续。</p>	<p>第57条 交通運送手段の出入国業務代理に従事する事業者は、出入国国境警備検査機関に届出をしなければならない。業務代理に従事する人員については、所属する事業者が出入国国境警備検査機関に対し届出手続きを行なう。</p>
<p>第六章 调查和遣返</p>	<p>第6章 調査と送還</p>
<p>第五十八条 本章规定的当场盘问、继续盘问、拘留审查、限制活动范围、遣送出境措施，由县级以上地方人民政府公安机关或者出入境边防检查机关实施。</p>	<p>第58条 本章に規定する現場訊問、継続訊問、留置審査、活動範囲の制限及び国外送還の措置は、県級以上の地方人民政府公安機関又は出入国国境警備検査機関が実施する。</p>
<p>第五十九条 对涉嫌违反出境入境管理的人员，可以当场盘问；经当场盘问，有下列情形之一的，可以依法继续盘问：</p>	<p>第59条 出入国管理への違反の嫌疑がある人員について、現場訊問をすることができる。現場訊問の結果、以下の事由の一つがある場合、法により継続訊問をすることができる。</p>
<p>(一) 有非法出境入境嫌疑的；</p> <p>(二) 有协助他人非法出境入境嫌疑的；</p> <p>(三) 外国人有非法居留、非法就业嫌疑的；</p> <p>(四) 有危害国家安全和利益，破坏社会公共秩序或者从事其他违法犯罪活动嫌疑的。</p>	<p>(1) 不法出入国の嫌疑があるもの。</p> <p>(2) 他人の不法な出入国を幫助した嫌疑があるもの。</p> <p>(3) 外国人に不法在留、不法就労の嫌疑があるもの。</p> <p>(4) 国家安全及び利益に危害を及ぼし、社会公共の秩序を破壊し、又はその他の違法犯罪活動に従事する嫌疑があるもの。</p>
<p>当场盘问和继续盘问应当依据《中华人民共和国人民警察法》规定的程序进行。</p>	<p>現場訊問及び継続訊問は、「中華人民共和國人民警察法」の所定手順により執行する。</p>
<p>县级以上地方人民政府公安机关或者出入境边防检查机关需要传唤涉嫌违反出境入境管理的人员的，依照《中华人民共和国治</p>	<p>県級以上の地方人民政府公安機関又は出入国国境警備検査機関が出入国管理への違反容疑者を出頭させる必要がある場合、「中</p>

<p>安管理处罚法》的有关规定执行。</p> <p>第六十条 外国人有本法第五十九条第一款规定情形之一的，经当场盘问或者继续盘问后仍不能排除嫌疑，需要作进一步调查的，可以拘留审查。</p> <p>实施拘留审查，应当出示拘留审查决定书，并在二十四小时内进行询问。发现不应当拘留审查的，应当立即解除拘留审查。</p> <p>拘留审查的期限不得超过三十日；案情复杂的，经上一级地方人民政府公安机关或者出入境边防检查机关批准可以延长至六十日。对国籍、身份不明的外国人，拘留审查期限自查清其国籍、身份之日起计算。</p> <p>第六十一条 外国人有下列情形之一的，不适用拘留审查，可以限制其活动范围：</p> <p>(一) 患有严重疾病的；</p> <p>(二) 怀孕或者哺乳自己不满一周岁婴儿的；</p> <p>(三) 未满十六周岁或者已满七十周岁的；</p> <p>(四) 不宜适用拘留审查的其他情形。</p> <p>被限制活动范围的外国人，应当按照要求接受审查，未经公安机关批准，不得离开限定的区域。限制活动范围的期限不得超过六十日。对国籍、身份不明的外国人，限制活动范围期限自查清其国籍、身份之日起计算。</p>	<p>「中華人民共和国治安管理处罰法」の関連規定に従って執行する。</p> <p>第60条 外国人に本法第59条第1項に規定する事由の一つがある場合、現場訊問又は継続訊問をした後依然として容疑を排除できず、更なる調査を要する場合、留置審査をすることができる。</p> <p>留置審査の実施にあたり、留置審査の決定書を提示し、且つ24時間以内に訊問を行わなければならない。留置審査に適さないと判明した場合、ただちに留置審査を解除しなければならない。</p> <p>留置審査の期限は30日を超えてはならない。案件の状況が複雑である場合、一級上の地方人民政府公安機関又は出入国国境警備検査機関の許可を受けて60日まで延長することができる。国籍不詳、身分不詳の外国人について、留置審査の期限は、その国籍、身分が明らかになった日から起算する。</p> <p>第61条 外国人に以下の事由の一つがある場合、留置審査を適用しないとし、その活動範囲を制限することができる。</p> <p>(1) 重い疾病を患っているとき。</p> <p>(2) 妊娠中又は自己の1歳未満の乳児に授乳しているとき。</p> <p>(3) 16歳未満又は満70歳以上であるとき。</p> <p>(4) 留置審査に適さないその他の事由があるとき。</p> <p>活動範囲が制限された外国人は、要求に従って審査を受けなければならない、公安機関の許可を受けずに限定区域を離れてはならない。活動範囲を制限する期間は60日を超えてはならない。国籍不詳、身分不詳の外国人について、活動範囲を制限する期間</p>
---	---

<p>第六十二条 外国人有下列情形之一的，可以遣送出境：</p> <p>（一）被处限期出境，未在规定期限内离境的；</p> <p>（二）有不准入境情形的；</p> <p>（三）非法居留、非法就业的；</p> <p>（四）违反本法或者其他法律、行政法规需要遣送出境的。</p> <p>其他境外人员有前款所列情形之一的，可以依法遣送出境。</p> <p>被遣送出境的人员，自被遣送出境之日起一至五年内不准入境。</p> <p>第六十三条 被拘留审查或者被决定遣送出境但不能立即执行的人员，应当羁押在拘留所或者遣返场所。</p> <p>第六十四条 外国人对依照本法规定对其实施的继续盘问、拘留审查、限制活动范围、遣送出境措施不服的，可以依法申请行政复议，该行政复议决定为最终决定。</p> <p>其他境外人员对依照本法规定对其实施的遣送出境措施不服，申请行政复议的，适用前款规定。</p> <p>第六十五条 对依法决定不准出境或者不准入境的人员，决定机关应当按照规定及时通知出入境边防检查机关；不准出境、入境情形消失的，决定机关应当及时撤销不准出境、入境决定，并通知出入境边防检查机关。</p>	<p>は、その国籍、身分が明らかになった日から起算する。</p> <p>第62条 外国人に以下の事由の一つがある場合には、国外送還させることができる。</p> <p>（1）期限を限って出国処分を科されたが、所定の期限までに出国しないもの。</p> <p>（2）入国不許可の事由のあるもの。</p> <p>（3）不法在留、不法就労をしたもの。</p> <p>（4）本法又はその他法律、行政法規により国外送還を必要とするもの。</p> <p>その他の国外人員に前項に列記する事由の一つがある場合には、法により国外送還させることができる。</p> <p>国外送還された者は、国外送還日から1年乃至5年以内は入国を許可しない。</p> <p>第63条 留置審査されたり、国外送還が決定された者について、直ちに執行ができない場合、留置所若しくは送還所で拘束しなければならない。</p> <p>第64条 外国人が、本法に基づき自らに実施される継続訊問、留置審査、活動範囲の制限、国外送還を不服とする場合、法により行政再議を申立てることができる。</p> <p>その他国外の人員が、本法の規定に基づき、自らに実施された国外送還措置を不服として行政再議を申立てる場合には、前項の規定を適用する。</p> <p>第65条 法により出国不許可又は入国不許可を決定された人員について、決定機関は規定に従って速やかに出入国国境警備検査機関に通知しなければならない。出国不許可又は入国不許可の事由が消滅した場合、</p>
--	---

<p>第六十六条 根据维护国家安全和出境入境管理秩序的需要，必要时，出入境边防检查机关可以对出境入境的人员进行人身检查。人身检查应当由两名与受检查人同性别的边防检查人员进行。</p> <p>第六十七条 签证、外国人停留居留证件等出境入境证件发生损毁、遗失、被盗抢或者签发后发现持证人不符合签发条件等情形的，由签发机关宣布该出境入境证件作废。</p> <p>伪造、变造、骗取或者被证件签发机关宣布作废的出境入境证件无效。</p> <p>公安机关可以对前款规定的或被他人冒用的出境入境证件予以注销或者收缴。</p> <p>第六十八条 对用于组织、运送、协助他人非法出境入境的交通运输工具，以及需要作为办案证据的物品，公安机关可以扣押。</p> <p>对查获的违禁物品，涉及国家秘密的文件、资料以及用于实施违反出境入境管理活动的工具等，公安机关应当予以扣押，并依照相关法律、行政法规规定处理。</p> <p>第六十九条 出境入境证件的真伪由签发机关、出入境边防检查机关或者公安机关出境入境管理机构认定。</p>	<p>決定機関は速やかに出国不許可又は入国不許可の決定を取消すとともに出入国国境警備検査機関に通知しなければならない。</p> <p>第66条 国家安全及び出入国管理秩序を維持する必要性から、必要に応じ、出入国国境警備検査機関は、出入国する人員に対し、身体検査を行なうことができる。身体検査は、検査を受ける者と同じ性別の2名の検査人員により行なわれなければならない。</p> <p>第67条 査証、外国人滞在・在留証書などの出入国証書に毀損、遺失、窃盗・強奪などの状況が生じたり、又は発行後に証書所持者が発行条件に合致しないことが判明された等の場合、発行機関は当該出入国証書の無効を宣言することができる。</p> <p>偽造され、変造され、騙取られ、若しくは証書発行機関から無効を宣言された出入国証書は、無効である。</p> <p>公安機関は、前項に規定され、若しくは他人により冒用された出入国証書を抹消若しくは強制的に取上げることができる。</p> <p>第68条 他人の不法出入国の手配、運送、協力に用いられた交通運送手段ならびに事件処理の証拠として必要となる物品について、公安機関がこれらを差押えることができる。</p> <p>押収した違反・禁止物品、国家機密に関わる文書、資料及び出入国管理違反活動の実施に用いられる道具などについて、公安機関はこれらを差押え、関連する法律及び行政法規の規定に基づいて処理しなければならない。</p> <p>第69条 出入国証書の真偽は、発行機関、出入国国境警備検査機関又は公安機関出入国管理機構が認定する。</p>
--	--

第七章 法律责任	第七章 法的責任
<p>第七十条 本章规定的行政处罚，除本章另有规定外，由县级以上地方人民政府公安机关或者出入境边防检查机关决定；其中警告或者五千元以下罚款，可以由县级以上地方人民政府公安机关出入境管理机构决定。</p>	<p>第70条 本章に規定する行政処罰は、本章に別段の規定がある場合を除き、県級以上の地方人民政府公安機関又は出入国国境警備検査機関が決定する。そのうち、警告若しくは五千元以下の罰金については、県級以上の地方人民政府公安機関出入国管理機構が決定する。</p>
<p>第七十一条 有下列行为之一的，处一千元以上五千元以下罚款；情节严重的，处五日以上十日以下拘留，可以并处二千元以上一万元以下罚款：</p>	<p>第71条 以下の行為の一つがある場合、一千元以上五千元以下の罰金を科す。事案が重大の場合、五日以上十日以下の留置に処し、二千元以上一万元以下の罰金を併科する。</p>
<p>(一) 持用伪造、变造、骗取的出境入境证件出境入境的；</p> <p>(二) 冒用他人出境入境证件出境入境的；</p> <p>(三) 逃避出境入境边防检查的；</p> <p>(四) 以其他方式非法出境入境的。</p>	<p>(1) 偽造し、変造し、騙取った出入国証書を持って出入国したとき。</p> <p>(2) 他人の出入国証書を冒用して出入国したとき。</p> <p>(3) 出入国にかかる国境警備検査を逃避したとき。</p> <p>(4) その他の方式で違法に出入国したとき。</p>
<p>第七十二条 协助他人非法出境入境的，处二千元以上一万元以下罚款；情节严重的，处十日以上十五日以下拘留，并处五千元以上二万元以下罚款，有违法所得的，没收违法所得。</p>	<p>第72条 他人の違法な出入国を幫助した場合、二千元以上一万元以下の罰金を科す。事案が重大の場合、十日以上十五日以下の留置に処し、五千元以上二万元以下の罰金を併科し、違法な所得がある場合、違法所得を没収する。</p>
<p>单位有前款行为的，处一万元以上五万元以下罚款，有违法所得的，没收违法所得，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员依照前款规定予以处罚。</p>	<p>事業者の前項の行為がある場合、一万元以上五万元以下の罰金を科し、違法所得がある場合、違法所得を没収し、且つ直接的に担当する主管者及びその他の直接的な責任者に対して、前項の規定に基づいて処罰する。</p>
<p>第七十三条 弄虚作假骗取签证、停留居留证件等出境入境证件的，处二千元以上五千元以下罚款；情节严重的，处十日以上十五日</p>	<p>第73条 虚偽を弄して査証、滞在・在留証書等出入国証書を騙し取った場合、二千元以上五千元以下の罰金を科し、事案が重大の</p>

<p>以下拘留，并处五千元以上二万元以下罚款。</p> <p>单位有前款行为的，处一万元以上五万元以下罚款，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员依照前款规定予以处罚。</p> <p>第七十四条 违反本法规定，为外国人出具邀请函件或者其他申请材料的，处五千元以上一万元以下罚款，有违法所得的，没收违法所得，并责令其承担所邀请外国人的出境费用。</p> <p>单位有前款行为的，处一万元以上五万元以下罚款，有违法所得的，没收违法所得，并责令其承担所邀请外国人的出境费用，对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员依照前款规定予以处罚。</p> <p>第七十五条 中国公民出境后非法前往其他国家或者地区被遣返的，出入境边防检查机关应当收缴其出境入境证件，出境入境证件签发机关自其被遣返之日起六个月至三年以内不予签发出境入境证件。</p> <p>第七十六条 有下列情形之一的，给予警告，可以并处二千元以下罚款：</p> <p>（一）外国人拒不接受公安机关查验其出境入境证件的；</p> <p>（二）外国人拒不交验居留证件的；</p> <p>（三）未按照规定办理外国人出生登记、死亡申报的；</p> <p>（四）外国人居留证件登记事项发生变更，</p>	<p>場合、十日以上十五日以下の留置に処し、五千元以上二万元以下の罰金を併科する。</p> <p>事業者に前項の行為がある場合、一万元以上五万元以下の罰金を科し、且つ直接的に担当する主管者及びその他の直接的な責任者に対して、前項の規定に基づいて処罰する。</p> <p>第74条 本法の規定に違反して、外国人のために招聘状又はその他申請資料を発行した場合、五千元以上一万元以下の罰金を科し、違法所得がある場合、違法所得を没収し、且つ招聘した外国人の出国費用を負担するよう命じる。</p> <p>事業者に前項の行為がある場合、一万元以上五万元以下の罰金を科し、違法所得がある場合、違法所得を没収し、且つ招聘した外国人の出国費用を負担するよう命じ、直接的に担当する主管者及びその他の直接的な責任者に対して、前項の規定に基づいて処罰する。</p> <p>第75条 中国公民が出国後に違法にその他の国又は地域に赴いて送還された場合、出入国国境警備検査機関はその出入国証書を回収・抹消しなければならず、出入国証書発行機関は、その者が送還された日から6ヶ月乃至3年以内に出入国証書を発行しない。</p> <p>第76条 以下の事由の一つがある場合、二千元以下の罰金を併科することができる。</p> <p>（1）外国人が公安機関による出入国証書の検査を拒んだとき。</p> <p>（2）外国人が在留証書の提出・検査を拒んだとき。</p> <p>（3）規定どおりに外国人の出生登記、死亡申告を行なわなかったとき。</p> <p>（4）外国人が在留証書の登記事項に変更が</p>
---	--

<p>未按照规定办理变更的；</p> <p>（五）在中国境内的外国人冒用他人出境入境证件的；</p> <p>（六）未按照本法第三十九条第二款规定办理登记的。</p> <p>旅馆未按照规定办理外国人住宿登记的，依照《中华人民共和国治安管理处罚法》的有关规定予以处罚；未按照规定向公安机关报送外国人住宿登记信息的，给予警告；情节严重的，处一千元以上五千元以下罚款。</p> <p>第七十七条 外国人未经批准，擅自进入限制外国人进入的区域，责令立即离开；情节严重的，处五日以上十日以下拘留。对外国人非法获取的文字记录、音像资料、电子数据和其他物品，予以收缴或者销毁，所用工具予以收缴。</p> <p>外国人、外国机构违反本法规定，拒不执行公安机关、国家安全机关限期迁离决定的，给予警告并强制迁离；情节严重的，对有关责任人员处五日以上十五日以下拘留。</p> <p>第七十八条 外国人非法居留的，给予警告；情节严重的，处每非法居留一日五百元，总额不超过一万元的罚款或者五日以上十五日以下拘留。</p> <p>因监护人或者其他负有监护责任的人未尽到监护义务，致使未满十六周岁的外国人非法居留的，对监护人或者其他负有监护责任的人给予警告，可以并处一千元以下罚款。</p>	<p>生じたにも関わらず規定どおりに変更手続きをしなかったもの。</p> <p>（5）中国国内の外国人が他人の出入国証書を冒用したもの。</p> <p>（6）本法第39条第2項の規定どおりに登記手続きをしなかったもの。</p> <p>旅館が規定どおりに外国人の宿泊登記を行わない場合、「中華人民共和国治安管理处罚法」の関連規定に基づき処罰する。規定どおりに公安機関に対して外国人の宿泊登記にかかる情報を報告しない場合には、警告を与える。事案が重大の場合、一千元以上五千元以下の罰金を科す。</p> <p>第77条 外国人が許可を受けず勝手に外国人の進入が制限されている区域に進入した場合、ただちに立ち去るよう命じる。事案が重大の場合、五日以上十日以下の留置に処す。外国人が違法に獲得した文字記録、映像資料、電子データ及びその他の物品は、これらを強制回収又は廃棄し、これに用いた道具を没収する。</p> <p>外国人、外国機構が本法規定に違反し、公安機関、国家安全機関による期限を区切ったの立ち去り命令を執行しない場合、警告を与えたいえ強制的に立去らせる。事案が重大の場合、関連する責任者を五日以上十五日以下の留置に処す。</p> <p>第78条 外国人が不法在留した場合、警告を与える。事案が重大の場合、不法在留一日につき五百元、総額が一万元を超えない罰金又は五日以上十五日以下の留置に処す。</p> <p>監護人又はその他監護責任を負う者が監護義務を果たさず、16歳未満の外国人が不法在留に至った場合、監護人又はその他監護責任を負う者に警告を与え、一千元以下の罰金を併科することができる。</p>
---	---

<p>第七十九条 容留、藏匿非法入境、非法居留的外国人，协助非法入境、非法居留的外国人逃避检查，或者为非法居留的外国人违法提供出境入境证件的，处二千元以上一万元以下罚款；情节严重的，处五日以上十五日以下拘留，并处五千元以上二万元以下罚款，有违法所得的，没收违法所得。</p> <p>单位有前款行为的，处一万元以上五万元以下罚款，有违法所得的，没收违法所得，并对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员依照前款规定予以处罚。</p> <p>第八十条 外国人非法就业的，处五千元以上二万元以下罚款；情节严重的，处五日以上十五日以下拘留，并处五千元以上二万元以下罚款。</p> <p>介绍外国人非法就业的，对个人处每非法介绍一人五千元，总额不超过五万元的罚款；对单位处每非法介绍一人五千元，总额不超过十万元的罚款；有违法所得的，没收违法所得。</p> <p>非法聘用外国人的，处每非法聘用一人一万元，总额不超过十万元的罚款；有违法所得的，没收违法所得。</p> <p>第八十一条 外国人从事与停留居留事由不相符的活动，或者有其他违反中国法律、法规规定，不适宜在中国境内继续停留居留情形的，可以处限期出境。</p> <p>外国人违反本法规定，情节严重，尚不构成犯罪的，公安部可以处驱逐出境。公安部的处罚决定为最终决定。</p>	<p>第79条 不法入国・不法在留の外国人を留め、若しくは匿い、不法入国・不法在留の外国人が検査から逃避するのに協力し、又は不法在留の外国人のために出入国証書を違法に提供した場合、二千元以上一万元以下の罰金を科す。事案が重大の場合、五日以上十五日以下の留置に処し、五千元以上二万元以下の罰金を併科し、違法所得がある場合、違法所得を没収する。</p> <p>事業者に前項の行為がある場合、一万元以上五万元以下の罰金を科し、違法所得がある場合、違法所得を没収し、直接的に担当する主管者及びその他の直接的な責任者に対して、前項の規定に基づいて処罰する。</p> <p>第80条 外国人が不法就労した場合、五千元以上二万元以下の罰金を科す。事案が重大の場合、五日以上十五日以下の留置に処し、五千元以上二万元以下の罰金を併科する。</p> <p>外国人に不法就労を紹介した場合、紹介活動をした個人に対して、不法就労者一人につき五千元、総額が五万元を超えない罰金を科し、紹介活動をした事業者に対して、不法就労者一人につき五千元、総額が十万元を超えない罰金を科し、違法所得がある場合、違法所得を没収する。</p> <p>違法に外国人を招聘・雇用した場合、違法に招聘・雇用された者一人につき一万元、総額が十万元を超えない罰金を科し、違法所得がある場合、違法所得を没収する。</p> <p>第81条 外国人が滞在・在留事由に合致しない活動をしたり、又は中国の法律法規に違反し、中国国内に引続き滞在・在留するのに適さない事由がある場合、期間限定して出国を命じることができる。</p> <p>外国人が本法規定に違反し、事案が重大であるが、犯罪を構成しない場合には、公安部はこれを国外追放に処することができる。公安部の処罰決定を最終決定とする。</p>
--	--

<p>被驱逐出境的外国人，自被驱逐出境之日起十年内不准入境。</p> <p>第八十二条 有下列情形之一的，给予警告，可以并处二千元以下罚款：</p> <p>（一）扰乱口岸限定区域管理秩序的；</p> <p>（二）外国船员及其随行家属未办理临时入境手续登陆的；</p> <p>（三）未办理登轮证件上下外国船舶的。</p> <p>违反前款第一项规定，情节严重的，可以并处五日以上十日以下拘留。</p> <p>第八十三条 交通运输工具有下列情形之一的，对其负责人处五千元以上五万元以下罚款：</p> <p>（一）未经查验准许擅自出境入境或者未经批准擅自改变出境入境口岸的；</p> <p>（二）未按照规定如实申报员工、旅客、货物或者物品等信息，或者拒绝协助出境入境边防检查的；</p> <p>（三）违反出境入境边防检查规定上下人员、装卸货物或者物品的。</p> <p>出境入境交通运输工具载运不准出境入境人员出境入境的，处每载运一人五千元以上一万元以下罚款。交通运输工具负责人证明其已经采取合理预防措施的，可以减轻或者免于处罚。</p>	<p>国外追放に処せられた外国人は、国外追放日から十年以内は入国を許可しない。</p> <p>第82条 以下の状況の一つがある場合、警告を与え、二千元以下の罰金を併科することができる。</p> <p>（1）出入国地点の限定区域における管理秩序をかく乱したものの。</p> <p>（2）外国船員とその随行家族が臨時入国手続きをせずに上陸したものの。</p> <p>（3）船舶搭乗証書の手続きをしないで外国船舶に乗り降りしたものの。</p> <p>前項第一号の規定に違反し、事案が重大の場合、五日以上十日以下の留置に処することができる。</p> <p>第83条 交通運送手段に以下の事由の一つがある場合、その責任者に五千元以上五万元以下の罰金を科す。</p> <p>（1）検査確認を受けずに勝手に出入国したり又は許可なく勝手に出入国にかかる出入国地点を変更したものの。</p> <p>（2）規定どおりに従業員、旅客、貨物若しくは物品等の情報を申告せず、又は出入国にかかる国境警備検査への協力を拒んだものの。</p> <p>（3）出入国にかかる国境警備検査の規定に違反して人員を乗降りさせ、貨物又は物品を積卸したものの。</p> <p>出入国する交通運送手段が出入国不許可の人員を乗せて出入国した場合、一人につき五千元以上一万元以下の罰金を科す。交通運送手段の責任者が、既に合理的な予防措置を講じていたことを証明できれば、処罰を軽減若しくは免除することができる。</p>
---	--

<p>第八十四条 交通运输工具有下列情形之一的，对其负责人处二千元以上二万元以下罚款：</p> <p>（一）中国或者外国船舶未经批准擅自搭靠外国船舶的；</p> <p>（二）外国船舶、航空器在中国境内未按照规定的路线、航线行驶的；</p> <p>（三）出境入境的船舶、航空器违反规定驶入对外开放口岸以外地区的。</p> <p>第八十五条 履行出境入境管理职责的工作人员，有下列行为之一的，依法给予处分：</p> <p>（一）违反法律、行政法规，为不符合规定条件的外国人签发签证、外国人停留居留证件等出境入境证件的；</p> <p>（二）违反法律、行政法规，审核验放不符合规定条件的人员或者交通运输工具出境入境的；</p> <p>（三）泄露在出境入境管理工作中知悉的个人信息，侵害当事人合法权益的；</p> <p>（四）不按照规定将依法收取的费用、收缴的罚款及没收的违法所得、非法财物上缴国库的；</p> <p>（五）私分、侵占、挪用罚没、扣押的款物或者收取的费用；</p> <p>（六）滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊，不依法履行法定职责的其他行为。</p>	<p>る。</p> <p>第84条 交通運送手段に以下の事由の一つがある場合、その責任者に二千元以上二万元以下の罰金を科す。</p> <p>（1）中国又は外国船舶が許可なく外国船舶と接舷作業したとき。</p> <p>（2）外国船舶、航空機が中国国内で所定のルート、飛行経路を採らないとき。</p> <p>（3）出入国の船舶、航空機が、対外的に開放された出入国地点以外の地区に進入したとき。</p> <p>第85条 出入国管理の職責を履行する職員に以下の行為の一つがある場合、法により処分する。</p> <p>（1）法律、行政法規に違反し、規定する条件に合致しない外国人に査証、外国人滞在・在留証書等出入国証書を発行したとき。</p> <p>（2）法律、行政法規に違反し、審査確認の結果、規定する条件に合致しない人員又は交通運送手段の出入国を許したとき。</p> <p>（3）出入国管理業務において知り得た個人情報情報を漏洩し、当事者の合法的な權益を侵害したとき。</p> <p>（4）法により収納した費用、収納した罰金及び没収した違法所得、違法金品を規定どおりに国庫に上納しないとき。</p> <p>（5）罰として没収若しくは差押えた金品又は収納した費用を密かに分け、侵奪し、流用したとき。</p> <p>（6）職権を濫用し、職務を怠慢し、又は私利をはかり、法のどおりに法定の職責を履行しないその他の行為があるとき。</p>
---	--

<p>第八十六条 对违反出境入境管理行为处五百元以下罚款的，出入境边防检查机关可以当场作出处罚决定。</p> <p>第八十七条 对违反出境入境管理行为处罚款的，被处罚人应当自收到处罚决定书之日起十五日内，到指定的银行缴纳罚款。被处罚人在所在地没有固定住所，不当场收缴罚款事后难以执行或者在口岸向指定银行缴纳罚款确有困难的，可以当场收缴。</p> <p>第八十八条 违反本法规定，构成犯罪的，依法追究刑事责任。</p>	<p>第86条 出入国管理への違反行為に対して五百元以下の罰金を科す場合、出入国国境警備検査機関は現場で処罰決定をすることができる。</p> <p>第87条 出入国管理への違反行為に対して罰金を科す場合、処罰を受ける者は、処罰決定書を受取った日から15日以内に、指定の銀行にて罰金を納めなければならない。処罰を受ける者が所在地に固定の住所がない場合に、現場で罰金を収納しないと執行が困難であったり又は出入国地点において指定銀行への納付が困難である場合には、現場で収納することができる。</p> <p>第88条 本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。</p>
<p style="text-align: center;">第八章 附 則</p>	<p style="text-align: center;">第八章 附則</p>
<p>第八十九条 本法下列用语的含义：</p> <p>出境，是指由中国内地前往其他国家或者地区，由中国内地前往香港特别行政区、澳门特别行政区，由中国大陆前往台湾地区。</p> <p>入境，是指由其他国家或者地区进入中国内地，由香港特别行政区、澳门特别行政区进入中国内地，由台湾地区进入中国大陆。</p> <p>外国人，是指不具有中国国籍的人。</p> <p>第九十条 经国务院批准，同毗邻国家接壤的省、自治区可以根据中国与有关国家签订的边界管理协定制定地方性法规、地方政府规章，对两国边境接壤地区的居民往来作出规定。</p>	<p>第89条 本法における下記用語の意味は、以下のとおりとする。</p> <p>「出国」とは、中国内地からその他の国若しくは地域に赴くこと、中国内地から香港特别行政区、マカオ特别行政区に赴くこと、中国大陸から台湾地区に赴くことを指す。</p> <p>「入国」とは、その他の国若しくは地域から中国内地に入ること、香港特别行政区、マカオ特别行政区から中国内地に入ること、台湾地区から中国大陸に入ること指す。</p> <p>「外国人」とは、中国国籍を有さない者を指す。</p> <p>第90条 國務院の認可を経て、隣国と接する省若しくは自治区は、中国とその国との間で締結した国境管理協定に基づいて地方性法規若しくは地方政府規定を制定して両国の国境地区の住民の往来について規定をすることができる。</p>

<p>第九十一条 外国驻中国的外交代表机构、领事机构成员以及享有特权和豁免的其他外国人，其入境出境及停留居留管理，其他法律另有规定的，依照其规定。</p> <p>第九十二条 外国人申请办理签证、外国人停留居留证件等出境入境证件或者申请办理证件延期、变更的，应当按照规定缴纳签证费、证件费。</p> <p>第九十三条 本法自2013年7月1日起施行。《中华人民共和国外国人入境出境管理法》和《中华人民共和国公民出境入境管理法》同时废止。</p>	<p>第91条 中国に駐在する外国の外交代表機構及び領事機構の構成員ならびに特権及び免責待遇を共有するその他外国人について、その出入国及び滞在・在留管理においてその他の法律に別段の規定がある場合には、その規定に準ずる。</p> <p>第92条 外国人は査証、外国人滞在・証書等出入国証書の申請手続き又は証書の延期若しくは変更手続きを申請する場合、規定に従って査証費若しくは証書費を納めなければならない。</p> <p>第93条 本法は2013年7月1日から施行する。「中華人民共和国外国人入出国管理法」及び「中華人民共和国公民出入国管理法」は同日廃止する。</p>
---	--